

赤ちゃんができたら... ~在園児のお母さんの妊娠・出産に伴う手続き~

- 「妊娠」、「出産」、「産前・産後休暇・育児休業の取得」により家庭状況に変更があった場合は、変更の都度、教育・保育給付認定の認定事由を変更する手続きが必要です。
- 手続き後に、変更後の教育・保育給付認定通知書又は支給認定証を送付します。従前の支給認定証は入園・認定係に返還してください。（教育・保育給付認定通知書は返還不要）
- 新宿区外に転出する場合は、転出先での新たな認定申請手続き等が必要です。必ず事前にお問い合わせください。



① 妊娠がわかったら

「家庭状況等変更届」に、母子健康手帳のコピー（表紙と出産予定日のページ）を添付して提出してください。

- ◆ 出産予定日の月を中心に前後2か月の間（5か月間）を「妊娠・出産」を事由とした認定とします。
【例】 6月25日出産予定 ⇒ 「妊娠・出産」を事由とする認定期間：4月1日から8月31日までの期間
- ◆ 出産が遅れたり、早まったりしたことにより認定期間が変更となる場合は、変更後の教育・保育給付認定通知書を送付します。

退園する

「妊娠・出産」期間が終了するまで（終了後すぐ）に復職する

育児休業を取得する

②-1 在園しているお子さんの保育の継続を希望しない場合（退園する場合）

「退園届・転出後の継続希望届」を提出してください。

- ◆ 育児休業を取得する前に退園し、育児休業から復職する際に再入園の申込みをする場合は、育児休業前に退園したお子さんについて利用調整指数を加点（4点）します。

②-2 育児休業を取得し、在園しているお子さんの保育の継続を希望する場合

育児休業を取得し、就労していない期間は、在園しているお子さんについてもご家庭での保育が可能な状態となるため、保育を必要とする理由がなくなります。

しかし、在園しているお子さんの発達上、生活環境の変化が好ましくない場合があることや育児休業からの復職を支援する観点から、手続き（届出）によって特例的に「育児休業」として認定し、引き続き在園できることとするものです。〔裏面もお読みください。〕

「家庭状況等変更届」に、「育児休業期間」が明記された「就労証明書」を添付して提出してください。

- ◆ 在園しているお子さんをお預かりできる期間は、出産されたお子さんの2歳の誕生日が属する月の末日までです。
【例】 誕生日：令和5年11月1日 ⇒ 令和7年11月末日まで
- ◆ 育児休業中の保育必要量は、原則として保育短時間（1日8時間まで）で認定します。
- ◆ 育児休業中の区立園での保育時間は、9:00～17:00 のうち園長が決定します。
（私立園・保育ルーム等の保育時間は、園によって異なりますので、直接お問い合わせください。）
- ◆ 育児休業の取得手続き、育児休業給付金等の受給手続きについては、必ず事前に勤務先にご確認ください。
- ◆ 育児休業は在職中の職場への復帰を前提とした制度であることから、復職せずに退職する場合は在園しているお子さんは退園となります。復職せずに他の勤務先で就労する場合は再申込みをすることはできますが、利用調整を行って決定するため、元の園に再入園できるとは限りません。

③ 育児休業が終了し、復職するとき

復職後2週間以内に「復職証明書」を提出してください。（自営業の方は「就労状況申告書」も提出）

- ◆ 育児休業中に、在園しているお子さんが継続して通園できるのは、出産されたお子さんの2歳の誕生日が属する月の末日までであるため、2歳の誕生日が属する月の翌1日までに復職することが必要です。
【例】 誕生日：令和5年11月1日 ⇒ 令和7年12月1日までに復職

②-3 育児休業を取得せずに、「妊娠・出産」の認定期間の終了前（終了後すぐ）に復職する場合

復職後2週間以内に「復職証明書」を提出してください。（自営業の方は「就労状況申告書」も提出）

- ◆ 復職日が決まったら速やかに入園・認定係にご連絡ください。

育児休業中の保育実施期間

育児休業中^(※)に、在園しているお子さんをお預かりできる期間は、**出産されたお子さんの2歳の誕生日が属する月の末日まで**です。

※ 『育児休業』とは… 法令等に基づく、育児休業前の職場に復職することを前提とする育児休業のほか、自営業者が復職することを前提として育児のために休業する場合も「育児休業」として取り扱います。

- 育児休業を取得し、就労していない期間は、在園しているお子さんについてもご家庭での保育が可能な状態となるため、保育を必要とする理由がなくなりますが、在園しているお子さんの発達上、生活環境の変化が好ましくない場合があることや育児休業からの復職を支援する観点から、特例的に育児休業中であってもお子さんをお預かりします。
- 育児休業を取得する場合は、園に連絡した上で「家庭状況等変更届」に育児休業期間がわかる書類（勤務先からの通知書等）を添付して、届出をしてください。ご両親ともに同時に育児休業を取得する場合も同様の扱いとなります。
- 育児休業中の保育必要量は、原則として保育短時間（1日8時間まで）で認定します。
- 育児休業中の区立園での保育時間は、9:00～17:00のうち園長が決定します。
- 私立園・保育ルーム等の保育時間は、園によって異なります。直接、園にお問い合わせください。
- 育児休業は在職中の職場への復帰を前提とした制度であることから、自己都合により復職せずに退職する場合は在園しているお子さんは退園となります。復職せずに他の勤務先で就労される場合は再申込みをすることはできますが、利用調整を行って決定するため、元の園に再入園できるとは限りません。
- 法令等に基づく育児休業の期間は、原則として出産されたお子さんが1歳になるまでとされ、特例として1歳6か月までの延長、2歳までの再延長ができることとされています。

育児休業期間の延長や育児休業給付金等の受給期間の延長は、復職する意思があつて認可保育園等の利用を希望し、入園申込みをしているにも関わらず入園できない状況であることが要件となっており、その状況を示す証明書等（区が発行する書類「保育所等利用不承諾通知書」）を延長申請の際に提出することとされています。

- ・ 育児休業給付金等に関することは勤務先またはハローワークにお問い合わせください。保育課ではご案内できません。
- ・ 育児休業給付金の延長・再延長の申請に必要な書類、入園申込の時期・締切日・有効期間は、ご自身で管理してください。〔入園審査の対象となっていない方の「保育所等利用不承諾通知書」は発行できません〕

【保育を実施する期間（在園を認める期間）の例】

- ① 在園しているお子さんの生活環境を変化させないために、在園の継続を希望し、手続きを行った場合は、出産されたお子さんの2歳の誕生日が属する月の末日まで在園を継続することができます。
【例】誕生日：令和5年10月31日 ⇒ 令和7年10月末日まで在園可
- ② 出産されたお子さんの2歳の誕生日が2月である場合は、3月入園の申込みを実施していないため、在園しているお子さんは当該年度末まで在園を継続することができます。
【例】誕生日：令和6年2月1日 ⇒ 令和8年3月末日まで在園可
- ③ 出産されたお子さんが2歳に達する日が属する月に、5歳児（年長）クラスに在園しているお子さんは、年度末（卒園月末）まで在園を継続することができます。
【例】誕生日：令和5年8月1日 ⇒ 卒園まで（令和8年3月末日まで）在園可